

児童クラブ入級申込に関する確認書

④

下記の確認事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックをお願いいたします。

■申込みについて

チェック欄

1	申込書の記載内容は事実と合っていますか。虚偽申告や故意に申告しなかった場合は、入級決定を取り消す場合があります。	☐
2	利用申込みに必要な書類は、受付期間内に必ず提出してください。(不備を理由に再提出を求められたもの、追加で提出を求められたものも含む)提出されない場合は、書類不備扱いとなり入級を決定できません。	☐
3	申込み後に申込内容に変更があった場合は、必ず変更内容について連絡し、変更内容が記された所定の書類を提出してください。連絡がなく変更が判明した場合や、事実と申込内容が異なる場合は、入級決定を取り消す場合があります。	☐
4	年度途中の入級申込は入級希望月の前月の10日(10日が閉庁日の場合はその前の開庁日)が締め切りとなります。それ以降の提出の場合や、申込みの翌月1日以外の利用開始を希望される場合は、児童が加入する傷害保険料の支払時に、振込手数料も合わせて徴収させていただきます場合があります。	☐

■入級決定後の手続きについて

5	入級決定後、所定の日までに児童が加入する傷害保険料(1人800円)をお支払いください。(期日は別途ご案内します。)支払いがない場合は児童クラブを利用できません。	☐
6	【新規申込みの方】 入級決定後、所定の日までに利用料(児童クラブ費)引き落とし口座の登録を 常陽銀行 にて行ってください。(期日は別途ご案内します。)	☐
7	入級決定後、利用開始日までに児童クラブを訪問または電話連絡して、持ち物等を確認していただきますようお願いいたします。	☐

■利用料(児童クラブ費)について

8	利用料は、利用のあった翌月15日(土曜日・日曜日・祝日と重なった場合はその次の平日)に登録された常陽銀行口座からの引き落としとなります。引き落とし不能とならないよう、あらかじめ残高の確認をお願いします。滞納があった場合は、役場職員が電話等により催告を行います。滞納が続きますと、利用の停止や退級していただく場合があります。	☐
9	利用しない月がある場合は、前月までに必ず利用休止届を提出してください。提出がない場合は、利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。	☐
10	【ひとり親世帯の方】 利用する年度の住民税が非課税のひとり親世帯は利用料が免除となります。ただし、同住所地(世帯分離されている方を含みます)に課税の方がいらっしゃる場合は対象外となります。免除の適用には「利用料免除申請書」の提出が必要となります。また、住民税の額が確定するまでの間は利用料をお支払いいただき、後日還付いたしますので、免除が見込まれる場合でも利用料引き落とし口座の登録をお願いします。	☐

■児童クラブ利用について

11	児童に大きな怪我や発熱(37.5℃以上目安)があった場合には、保護者の緊急連絡先に連絡させていただきますので、すみやかに迎えに来てくださるようお願いいたします。	☐
12	仕事等が終わったら、すみやかに児童クラブに迎えに来ていただきますようお願いいたします。18時30分までに帰れるように迎えに来てください。	☐
13	仕事等が休みで家庭での保育が可能な場合は、児童クラブを利用せず、家庭でお子様と一緒に過ごしてください。	☐
14	児童クラブを利用しない場合は、専用アプリにて 当日の午前10時までに欠席登録 をしてください。また、学校を欠席する際は、学校と児童クラブの両方に連絡していただきますようお願いいたします。	☐
15	【土曜日利用登録の方】 土曜日の利用予定の有無をあらかじめ利用されている児童クラブの支援員にお伝えください。土曜日は利根小学校に集約して開級しますので、開級場所に注意してください。なお、仕事等が休みで家庭での保育が可能な場合は利用できません。	☐

■その他

16	【求職活動を事由に申込みの方】 入級が決定した場合、最大3ヶ月間の期限付きとなります。入級期間内に就労を開始し、「就労・内定・内職 証明書」をすみやかに提出してください。提出期限までに提出がない場合は退級となります。	☐
----	---	--------------------------

児童クラブ利用申込みにあたり、入級案内及び本確認書の記載事項について承諾いたしました。

令和 年 月 日

保護者氏名:

児童氏名:

児童クラブ入級申込に関する確認書

④

下記の確認事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックをお

記入例

■申込みについて

チェック欄

1	申込書の記載内容は事実と合っていますか。虚偽申告や故意に申告しなかった場合は、入級決定を取り消す場合があります。	☒
2	利用申込みに必要な書類は、受付期間内に必ず提出してください。(不備を理由に再提出を求められたもの、追加で提出を求められたものも含む)提出されない場合は、書類不備扱いとなり利用決定できません。	☒
3	申込み後に申込内容に変更があった場合は、必ず変更内容について連絡し、変更内容が記された所定の書類を提出してください。連絡がなく変更が判明した場合や、事実と申込内容が異なる場合は、入級決定を取り消す場合があります。	☒
4	年度途中の入級申込は入級希望月の前月の10日(10日が閉庁日の場合はその前の開庁日)が締め切りとなります。それ以降の提出の場合や、申込みの翌月1日以外の利用開始を希望される場合は、児童が加入する傷害保険料の支払時に、振込手数料も合わせて徴収させていただきます場合があります。	☒

■入級決定後の手続きについて

5	入級決定後、所定の日までに児童が加入する傷害保険料(1人800円)をお支払いください。(期日は別途ご案内します。)支払いがない場合は児童クラブを利用できません。	☒
6	【新規申込みの方】 入級決定後、所定の日までに利用料(児童クラブ費)引き落とし口座の登録を 常陽銀行 にて行ってください。(期日は別途ご案内します。)	☒
7	入級決定後、利用開始日までに児童クラブを訪問または電話連絡して、持ち物等を確認していただきますようお願いいたします。	☒

■利用料(児童クラブ費)について

8	利用料は、利用のあった翌月15日(土曜日・日曜日・祝日と重なった場合はその次の平日)に登録された常陽銀行口座からの引き落としとなります。引き落とし不能とならないよう、あらかじめ残高の確認をお願いします。滞納があった場合は、役場職員が電話等により催告を行います。滞納が続きますと、利用の停止や退級していただく場合があります。	☒
9	利用しない月は前月までに必ず利用休止届を提出してください。提出がない場合は利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。	☒
10	【ひとり親世帯の方】 利用する年度の住民税が非課税のひとり親世帯は利用料が免除となります。ただし、同居所地(世帯分離されている方を含みます)に課税の方がいらっしゃる場合は対象外となります。免除の適用には「利用料免除申請書」の提出が必要となります。また、住民税の額が確定するまでの間は利用料をお支払いいただき、後日還付いたしますので、免除が見込まれる場合でも利用料引き落とし口座の登録をお願いします。	☒

■児童クラブ利用について

11	児童に大きな怪我や発熱(37.5℃以上目安)があった場合には保護者の緊急連絡先に連絡させていただきますので、すみやかに迎えに来てくださるようお願いいたします。	☒
12	仕事等が終了しましたらすみやかに児童クラブに迎えに来ていただきますようお願いいたします。18時30分までに帰れるように迎えに来てください。	☒
13	仕事等が休みで家庭での保育が可能な場合は児童クラブを利用せず、家庭でお子様と一緒に過ごしてください。	☒
14	児童クラブを欠席する場合は、専用アプリにて 当日の午前10時までに欠席登録 をしてください。また、学校を欠席する際は、 学校と児童クラブの両方に連絡 していただきますようお願いいたします。	☒
15	【土曜日利用登録の方】 土曜日の利用予定の有無をあらかじめ利用されている児童クラブの支援員にお伝えください。土曜日は利根小学校に集約して開級しますので、開級場所に注意してください。なお、仕事等が休みで家庭での保育が可能な場合は利用できません。	☒

■その他

16	【求職活動を事由に申込みの方】 入級が決定した場合、最大3ヶ月間の期限付きとなります。期限内に就労を開始し、「就労・内定・内職 証明書」をすみやかに提出してください。提出期限までに提出がない場合は、退級となります。	☒
----	--	-------------------------------------

児童クラブ利用申込みにあたり、入級案内及び本確認書の記載事項について承諾いたしました。

令和 ○年 ○月 ○日

保護者氏名: 利根 太郎

児童氏名: 利根 次郎